

中世曹洞宗における五位と仮名法語

原 田 弘 道

中世における洞済融和的学風の下での曹洞宗の立場を考察したいと思うが、本論では、仮名法語の盛行と五位の参究との関係とその意義について考えてみたいと思う。

中世曹洞禅の宗旨は江戸時代におけるような『正法眼蔵』中心のそれではなく、修道実践の面から云う云えば、臨済宗同様数多い公案の参究を主とするもので、宗風に差がないように考えられていたが、中岩円月が「参_ニ永平義雲_ニ、略通_ニ洞宗語言_ニ」と云っているように、特殊な宗風が存した事は否めない。即ち曹洞宗では五位の探得をもつて窮究としたもので、洞済兩宗の宗風に差がなかったという見方に対して、玉村氏は、自己の見解に、「多少の誇張があり、後で修正を要するが、従来の常識を破るために、ことさらに強調したのである。」として、二宗の差異を否定する場合にも、「ただあとに残るのは接化の手段による特色であり、公案拈弄にも曹洞宗に於ては、或は五位を重んじ、或はその宗の人の手に成つた『従容録』を『碧巖録』より重んずるというような事は、

あとに残るものである。」とその相違について述べている。

しかし洞済交流について見るに、共に各派の伝授の兼禀を以て貴しとする風尚が一方では生じてきた。『正法眼蔵』が中世に一般に行われなかつた理由意義については考察したことがあるが、この時代は必ずしも清規に基いた行儀が厳密に行われなかつたようでもあるが、これは五位の宗旨参究が日常底の生活にまで根付くに至らなかつたことを意味するのか、また五位自体が中世の時代状況下で特殊な生活規範としての意味を持ち、即ち清規と別な二重構造を持つていたのかと考えられる訳であるが、君臣五位等の五位が時代即応の僧俗一体の特殊な生活規範の意味を持ち、出家学道に於いては一方では清規の実践という云わば二重構造的な意味を持つていたと一応考えられる。しかし問題なのは従来云われる如く、僧俗共に五位が参究されていたのであるかという事である。そこでこの問題を五位と主として在家化導用に説かれた仮名法語の内容との関係において見る必要があるのである。

臨済宗中峰下明叟齊哲の法嗣無尽省燈の『偏正五位図説』は曹洞宗でも五位に関する解釈として重要視されていたが、南英謙字によつて批判されており、南英の『偏正五位図説諸難』に「曹洞の宗旨」が五位を中心とするものであること、『重編曹洞五位顯決』が当時の曹洞宗では「秘伝の書」として扱われ、宗旨の拠り所りしていた事を示している。

太容梵清も五位を説き、その『語録』に、回互旁參正偏五位を拈提し、祖翁太源宗真も同一立場に立つている。しかし一方では当時の一般的風潮の「易」に偏したのも説いている。太源宗真は上堂語に「洞上之宗乘以五位究事理。以君臣二分上下」とあり、太源派は「偏正五位」「君臣五位」を重要視し、僧衆の接得に盛んに用いており、「回互転変機」を重んじ、理路に墜ちることを警戒し、日常生活での機用を主張している。了堂真覺も「碧巖録」第五則「趙州万法帰一」の話と共に五位を特に重視していた事が分る。

このように太源宗真、了堂真覺、太容梵清と次第するのであるが、太源宗真は峨山から五位を受けており、これは石霜五位である。一方『洞谷記』に、正中二年五月二十日、その前年元から帰朝した大智祖繼は瑩山禪師を訪ね、「曹山の重編五位君臣二冊、授子青の語一冊、真歇了の語」を贈っている。

「曹山重編五位君臣」は『重編曹洞五位顯決』の事である

うが、これによつて洞曹五位説が紹介されていた事が分るが、当時石霜五位が奉じられていたのである。

峨山によつて開かれた五位による曹洞の宗旨は、また太源から法嗣梅山聞本、傑堂能勝、南英謙字においても、師資相承されており、傑堂と南英に至つて五位は大いに宣揚されたのである。また南英は『碧巖抄』の著があり、能勝の命によつて眼藏「転法輪」巻の書写も行い、巾広の学風を示している。彼らには『洞上雲月録』があり、南英には、五位易学批判の『偏正五位図説諸難』があり、『重離疊變訣』『三易離校故數語』『鼓鐘軒記』等を著述し、曹洞禅挙揚に努めた。そして、彼らによつて石霜五位が洞曹五位に復古されたのは、臨済宗の石霜によつて改変された五位をそのまま曹洞宗において踏襲していた中国以来の伝統を否定したことになり、臨済宗優位下において曹洞宗として独自の明確な自覚が現われてきた事と云えよう。

このように五位が定着してきたが、一方それと平行して、洞済共に「仮名法語類」が出てきた。これは仮名書きの易しい禅書が人々の間に要求されていた現れでもある。即ち僧俗に対する化導書という事になるが、次に中世において行われたいくつかの仮名法語に引用されている仏者、禅者について見ることによつて、大体の傾向をさぐり、五位との関係について見にいと思う。

道元禪師の名が冠せられた偽書と考えられる『永平開山道元和尚仮名法語』があるが、これは『仮名見性抄』及び法燈派下の恭翁連良との関係が一応考えられている。いずれにしても仮名法語の重要性とその役割を伺わせるものである。さて十五条の本文に引用されている禪者について見ると、臨濟、徳山、川老、雲門、黄檗（二回）達磨（二回）恵可、慧能（三回、六祖四回）大珠、大慧（二回）鑑智、仰山等の名が見え曹洞宗の禪者の語がほとんど見当らない。

これは当時の「仮名法語」の一般的な傾向と共通している。例えば『聖一国師仮名法語』には釈迦、達磨、無住、『大底仮名法語』には、大賢、大慧（二回）、羅山、白雲守端、『大燈仮名法語』には釈尊、龐光、二祖、六祖、靈雲、香巖、臨濟、黄檗、洞山、達磨（四回）、永嘉、馬祖、寒山、無門、善星比丘、梁武帝、雲光等、東福仏通禪師の『枯木集』に釈尊、提婆達多、俱胝、龍猛、園悟、大慧、百丈等、『拔隊和尚仮名法語』には、趙州、永嘉、初祖、馬祖（三回）、龐居士、六祖、徳山等、『塩山和泥合水集』には、臨濟、（八回）黄檗（二回）、大愚、南嶽（二回）、六祖（二回）永嘉、円悟、洞山、達磨（四回）、善星比丘、徳山（二回）、黄梅（二回）、流支、婁約、香巖、靈雲、玄沙、僧護、恵旻、道明、牛頭、四祖、寒山、拾得、無門、百丈、翠巖、慈明等、『月菴仮名法語』には舍利弗、竜女、雲門、趙州、俱胝、魯祖、臨濟、徳山、洞

山、大梅、馬祖、水潦、釈尊、草提希等が見える。『一休和尚法語』には夢窓、慈鎮、黄檗、聖徳太子、由良開山、釈迦、弥勒、臨濟、南泉、趙州、百丈、『骸骨』には見えず、『水鏡目なし用心抄』には達磨、釈迦等が見える。

曹洞宗では、先の『永平開山道元和尚仮名法語』を除いて、懷英の『光明蔵三昧』には、文殊大士、釈迦牟尼仏、達磨大師、雪竇顛、雲門山匡真大師、雪峯、長沙招賢大師、鼻祖大師（達磨）、趙州、南泉、盧遮那仏、保寧勇禪師、永嘉開山（道元禪師）、曹山本寂、臨濟義玄、百丈、燃灯仏等、瑩山禪師の『瑩山仮名法語』には、大慧、達磨、黄檗、百丈等、『峨山仮名法語』には徳山、円悟、達磨等、『明峯仮名法語』や大智禪師の『大智仮名法語』には禪者の名が見えず、『十二時法語』には、釈尊の名が見えるのみであり、『僧生禪師法語』には維摩、雲門が見える。

このように、多くの禪者の因縁法語が引用されているが、一般仏者を除いて両宗共通してほとんど臨済系禪者であり、その内容も『月菴仮名法語』に見られる如く、両宗極めて接近した傾向が看取できる。またその対象も、見出し、項目からも僧俗一般であることが共通している。

五位及び機関は漢文で説かれているが、『仮名法語』に見られる機関は、五位に関するものは見えず、わずかに他の機関に簡単に触れているのみである。例えば先の『永平開山道

元和尚仮名法語』に「理致、機関、向上」が見え、これは『大応仮名法語』にも見られるものである。『峨山仮名法語』には、臨済宗について述べたのち、曹洞宗について、「中此ノ古人、偏正ノ道ヲタテ、偏正ノ方ニ落サル、一物アルコトヲ示ス、ユヘニ一物アリ、上天をササへ、下地ヲササウ」と触れているのである。『一休仮名法語』には臨済の「三要三玄」と「四喝」について簡単に解説がほどこされている。

以上の如く、『仮名法語』は内容的にはほぼ洞済共通のであり、その対象も僧俗に対してのものであるが、『仮名法語』に五位が説かれていないという点と、五位が特に曹洞宗で重んぜられ、「秘伝の書」としての性格を考えると、在俗には説かれず、出家のみに行われていたのではないかと考えられるが、必ずしもそうではない例も存する。

例えば、峨山派五哲の一人大源の法嗣、竹窓智嚴と能楽の大成者一代の芸術家世阿弥との関係が、近年補嚴寺文書の発見によつて、研究され、その芸術哲学形成への五位を中心とした曹洞禅の影響が立証論究されている。しかしこれはあくまで例外的なものとするべきで大勢は前述の如きものと考ええる。

このように「仮名法語」の盛行と「五位」が中世曹洞禅の特徴であるが、曹洞禅の実践指導原理が『正法眼蔵』ではなく、「五位を以て事理を究め、君臣を以て上下を分つ」（大源

宗真上堂法語）というような、正偏五位、王子五位、君臣五位及び祈禱禅になつた事は宗義における密教的な性格への傾斜と共に、規範的、記述的な性格の強いものが受け入れられる乱世という時代的背景を反映したものと見られるのである。

そしてまた、五山十刹制度下における国家の保護を受けた臨済宗と違つて、独立自治の在野の宗団として、五位が曹洞宗教団における法系相続の指導原理もしくは教団維持の紐帶的役割が非常に大きかつたと考えられる事は、洞済共に、仮名法語の盛行との関係において明瞭に看取できるのである。

（註略）